

令和7・8年度朝倉市競争入札参加資格審査申請 変更申請提出要領

測量及び建設コンサルタント

令和7・8年度朝倉市競争入札参加資格認定済の方は、朝倉市競争入札参加資格に関する要綱及び下記の要領により、変更申請を行ってください。

《申請者の資格》

1. 令和7・8年度朝倉市競争入札参加資格の建設コンサルが認定済である者
2. 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
3. 希望する営業を行うにあたって、法令の規定により官公庁等の認可、許可等を必要とする場合において、当該許可、認可等を受けている者
4. 【準市内業者で申請する場合】電話・机等什器備品等を有し、法令に基づく技術者の配置等営業所としての機能を備えている者
5. 国税及び市税に滞納がない者

記

1. 申請方法

下記の受付期間中に電子申請を行ってください。

【電子申請受付方法】 競争入札参加資格審査申請受付システム
朝倉市ホームページ

【電子申請受付期間】 令和8年1月19日(月)～令和8年2月27日(金)

【システム受付時間】 受付期間中の午前8時30分から午後9時まで(土日祝除く)

2. 入札参加資格有効期間 令和7年7月1日から令和9年6月30日まで(2年間)
ただし、変更または追加した工種に関する入札参加資格有効期間は、
令和8年7月1日から令和9年6月30日まで(1年間)

3. 事業所基準 事業所基準※を定め、市内業者、準市内業者及び市外業者に区分する。

※朝倉市建設工事等入札参加資格事業所基準：事業所基準フロー図参照

変更申請で、変更となった事業所基準※の適用開始は令和8年7月1日以降

※市外に本社がある事業者が、朝倉市内に従たる営業所を開設し、変更申請で変更入力を
行った場合は、事業所調査のうえ令和8年7月1日以降に基準変更を認定

※ただし、市内に営業所がある事業者が、営業所の閉鎖等を行った場合は、その異動日時
点で、事業所基準を変更

4. 提出書類

事業所基準フロー図で該当する事業所区分を確認し、競争入札参加資格審査申請提出書類チェックリスト(測量及び建設コンサルタント)で必要書類をチェックの上、以下の提出書類を受付システムに添付し、申請を行ってください。

番号	提出書類	提出方法	備考
①	誓約書及び照会承諾書 ■PDF形式で添付 日付記入	システム添付	<p>■市指定様式 誓約書及び照会承諾書の記載事項について、誓約し承諾のうえ、事業者の本社住所・商号又は名称・代表者役職名・代表者氏名を記載の上、実印を押印すること。 ②の証明書と印影が一致していること。法人は本社住所(例外あり)及び代表者が一致していること。</p>
②	印鑑証明書又は 印鑑登録証明書 ■PDF形式で添付 (発行日申請日前3か月以内)	システム添付	<p>ア. 法人(印鑑証明書):法務局で取得 イ. 個人(印鑑登録証明書):住民票がある市町村の役所等で取得</p>
③	使用印鑑届兼委任状 ■PDF形式で添付 日付記入	システム添付	<p>■市指定様式 1. 使用印鑑届 ※印影がはっきりと確認できるように押印すること。 ア. 届出者・委任者と実印は、別途添付の印鑑証明書と一致すること。 イ. 使用印は入札・契約等に実際に使用する印鑑を押印すること。 ハ. 2で委任した場合(支店長等に年間委任する場合)は、受任者の印が使用印であること。 イ. 法人で丸印に会社名・代表者(受任者)役職名が含まれる場合は丸印のみを押印(使用)すること。 オ. 個人の場合は、会社印(角印)は不要 2. 委任状(任意) ※入札参加資格の有効期間を通して、入札・見積、契約締結、代金の請求・受領等の権限を本社代表者から代理人(支店長・営業所長・出張所長等)に委任する場合は、①～③を記入すること。 </p> <ul style="list-style-type: none"> ① 代理人・受任者 <ul style="list-style-type: none"> ・委任先の支店等の住所、商号(○株式会社□支店)、受任者の職名(支店長等)、受任者氏名を記入すること。 ② 委任事項 <ul style="list-style-type: none"> ・委任事項(1)から(6)までを確認 ③ 委任期間 <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年7月1日～令和9年6月30日まで

(4)	<p>業務実績調書 (直近2年分) ■PDF形式で添付 5MB以上になる場合は分割</p>	システム添付	<p>ア. 業種ごとに作成すること。 イ. 申請日直前2年間(令和6年以降)に完了した業務を記入すること。ただし、既に自社で作成している場合は、それが項目を満たし、かつ上記期間にかかるものであれば可</p>
(5)	<p>登録証明書等 ■PDF形式で添付</p>	システム添付	<p>申請システムの個別情報登録で希望した営業に関し、登録・認可等を必要とする業種については、登録証明書等の写しを添付すること(有効期間内のもの)。</p>
(6)	<p>財務諸表又は申告書 ■PDF形式</p>	システム添付	<p>法人:貸借対照表及び損益計算書(申請書を提出する日の属する年の前年分) 個人:所得税青色申告決算書又は収支内訳書(申請書を提出する日の属する年の前年分)</p>
(7)	<p>商業登記簿謄本又は代表者の身分証明書 ■PDF形式で添付 (発行日申請日前3か月以内) 5MB以上になる場合は分割または郵送※</p>	システム添付(郵送)	<p>ア. 法人(商業登記簿謄本):履歴事項全部証明書又は現在事項証明書 イ. 個人(身分証明書):本籍がある市町村の役所などで取得 ウ. その他市長が必要と認める書類 ※郵送の場合は、最初のページと発行日が載っている最後のページ2枚をPDF形式でシステムに添付し、謄本の写し一式をレーターパックで送付</p>
(8)	<p>住民票等 ■PDF形式で添付 (発行日申請日前3か月以内) 【個人市内・準市内業者のみ】</p>	システム添付	<p>代表者の住民票又は外国人登録記載事項証明書を提出</p>
(9)	<p>滞納のない証明書(市税) ■PDF形式で添付 (発行日申請日前3か月以内) 【市内・準市内業者のみ】 2月末までに添付 《必須》</p>	システム添付	<p>朝倉市役所税務課が発行する「滞納のない証明書」(朝倉市課税分)を提出 ※準市内業者は、本社住所で申請取得すること。</p>
(10)	<p>滞納のない証明書(国税) ■PDF形式で添付 (発行日申請日前3か月以内) 2月末までに添付 《必須》</p>	システム添付	<p>各税務署で取得(申請日前3か月以内のもの) ア. 法人:様式「その3の3」(法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がない証明) イ. 個人:様式「その3の2」(申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がない証明)</p>

(11)	<p>技術者経歴書 ■PDF形式で添付 【市内・準市内業者のみ】</p>	システム添付	<p>ア. 自社で雇用している技術者を記入すること イ. 複数の資格を有する場合は、それぞれ段落を分けて別々に記入すること。 ウ. 技術者経歴書は希望する業種ごとに、作成すること。</p> <p>※形式・項目を満たしていれば自社様式も可</p>
(12)	<p>朝倉市内の支店・営業所等に勤務する技術者一覧表 ■PDF形式で添付 【市内に支店・営業所等がある業者のみ】</p>	システム添付	<p>ア. 朝倉市内に支店・営業所等がある場合のみ提出すること。 イ. 自社で雇用している技術者を記入すること。 ウ. 複数の資格を有する場合は、それぞれ段落を分けて別々に記入すること。 エ. 希望する業種ごとに作成すること。</p> <p>※形式・項目を満たしていれば自社様式も可</p>
(13)	<p>労働者災害補償保険の加入等を証明する書類 ■PDF形式で添付 【市内・準市内業者のみ】 2月末までに添付 《必須》</p>	システム添付	<p>労災保険加入及び保険料に未納が無いことを証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働局発行の労働保険料等加入・納入証明書（申請日前3か月以内のもの） ・労働保険事務組合発行の労働保険料納入証明書・労働保険料等振替納付のお知らせ（ハガキ） ・労働保険概算・確定保険料申告書の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書（申請時直前のもの） ・適用除外の場合は任意様式で理由書 <p>※経営事項審査結果通知書で加入及び適用除外であることが確認できる場合、添付は不要</p>
(14)	<p>行政書士による代理申請にかかる委任状 ■PDF形式で添付</p>	システム添付	<p>行政書士による代理申請の場合は、申請者の実印が押印された委任状（様式任意）を、受付システムの「容量オーバー添付ファイル」に添付し提出</p>

5. 提出書類の作成上の注意

- (1) 文字は楷書で明瞭に記入してください(鉛筆書きは不可)。
- (2) 提出書類の日付の記載にあたっては、特に指定がない限り「提出日現在」をもって記載してください。ただし、提出可能な期間は令和8年1月19日から令和8年2月27日までの日付です。
- (3) システムに添付可能な容量は5MBまでです。圧縮ファイルは添付できません。
特に説明がない提出書類でも、5MB以上になる場合はファイルを分割し、分割した残りは「容量オーバーの分割ファイル添付1～3」に提出書類名が分かるように、添付してください。
※各納税証明書に未納がある場合は、受付できません。

6. 電子申請について

◆電子申請の流れ

① 申請前に参加申請の資格、基準及び区分に変更がないかを確認

申請の前に、「申請者の資格」、「朝倉市建設工事等入札参加資格事業所基準」及び「事業所基準フロー図」を確認してください。

② 変更申請に必要な書類を確認し準備

「競争入札参加資格審査申請(変更申請)提出書類チェックリスト(測量及び建設コンサルタント)」及び「4. 提出書類」で必要な書類を確認し、システム添付用に入力やデータ変換の準備をしてください。

申請受付期間前は、申請内容確認 で現在の登録状況を確認できます。

A・B の書類は全業者、C は市内・準市内業者のみ添付し提出してください。

A: 提出書類⑩滞納のない証明書(国税)

B: 提出書類⑨滞納のない証明書(市税)【市内・準市内業者のみ】

C: 提出書類⑬労働者災害補償保険の加入等を証明する書類【市内・準市内業者のみ】

登録内容に変更がある場合は、変更内容を証明する書類をシステムに添付してください。

③ 電子申請内容の入力(入力期間:令和8年1月19日～2月27日)

電子申請の変更申請受付は、令和8年1月19日から運用開始します。入力マニュアル(ホームページに順次掲載)を参照しながら入力してください。必要事項を入力後、提出書類は全てシステム添付です。システムの添付ファイルにアップロードしてください。

日付の記入が必要な書類は、記入・押印後にPDFに変換し、アップロードしてください。

申請登録後、申請内容を印刷し、「申請書提出」をおこなうと「提出完了通知」のメールが届きます。

◆【受付システム】の処理状況:申請書提出

④ 審査及び補正

電子申請での申請書提出後、申請書類の審査を行います。

◆【受付システム】の処理状況:(一次)審査中

申請内容や提出書類に不備や不足がある場合は、必要に応じて「申請不受理通知」のメール等にて補正指示等を行います。

◆【受付システム】の処理状況:差戻し

申請書類等に不備が無かった場合は、「申請受理通知」のメールが送付されます。

◆【受付システム】の処理状況:受理

その後申請内容の資格審査を行います。

※資格審査期間中は、申請システムにアクセスできません。

⑤ 入札参加資格の認定

資格審査終了後、事業所区分や希望業種など入札参加資格に関する変更申請を、令和8年7月1日から認定し、適用します。

7. その他

- (1) 資格審査期間終了後は、隨時変更申請を受付けます。
ただし、入札参加の事業所区分及び入札参加する希望業種の変更又は追加は、申請期間以外に受付を行っても、次の入札参加資格認定期間の始期まで変更が適用されません。
- (2) 本要領・様式等は朝倉市のホームページからダウンロード可能です。
【トップページ→産業・しごと→入札情報→朝倉市競争入札参加資格審査申請書提出要領】
- (3) 有資格者名簿の登録は、必ずしも発注を約束するものではありません。
- (4) 申請にあたり虚偽記載等不正があった場合は、資格を取り消します。

問い合わせ先

朝倉市総務部 契約検査課 契約検査係 TEL 0946-28-7596

平日のみ 8:30~17:00

Mail keiyaku@city.asakura.lg.jp